

子ども政策部の「運営方針と目標」（平成 23 年度）

子ども政策部長 酒井 利高

子ども政策部調整担当部長 井上 明

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができ、喜びを実感できる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもの育ちと健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりを目指します。

そのために、「三鷹子ども憲章」、「三鷹市子育て支援ビジョン」の理念の実現に向けて子育て支援施策の推進と充実を地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体やNPO法人との連携を図り推進します。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、企業、家庭と連携、協力を行い、「仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を図ります。

各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課の3課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策の全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、児童館等の整備と運営、④母子及び寡婦福祉法に基づく支援、⑤子ども手当、その他児童等の手当の支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦幼稚園等の私立学校助成などの業務などを行っています。

2 部の経営資源（平成 23 年 4 月 1 日現在）

①職員数

職員数

子ども政策部職員 256 人

職員比率(正規職員)子ども政策部 256 人 / 市職員 1,040 人 職員比率 約 24.6%

②予算規模

予算規模

平成23年度子ども政策部予算額

一般会計 9,934,223,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

・子育て支援ビジョンと次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づく子ども子育て支援施策の推進

次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、

すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けての環境の整備を行い、子育て支援ビジョンに掲げられている課題の実現を図ります。そのために、次世代育成支援推進協議会を設置し、計画の進行管理や評価・検証に係る推進体制を構築します。

・地域における在宅子育て支援の充実

子ども家庭支援センターや親子ひろば等の事業の充実と子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実を図ります。同時に、乳児家庭をはじめとした子育て家庭の地域での孤立や児童虐待を防ぐため、見守り活動や様々な支援をする地域環境の一層の充実を図り、子どもの育ちと子育て家庭を支援する地域ネットワークの充実を推進します。

・保育園待機児童解消と保育サービスの充実へ向けての取り組みの推進

保育園待機児童を解消する保育施設整備については、公有地を活用した民間認可保育所の開設支援、無認可保育所の認証保育所への移行支援、認証保育所の開設支援等の民間事業者による保育所開設支援や公設保育園における保育定員弾力運用など多様な取り組みを進める中で、待機児童の減少を図り、仕事と生活の両立支援の実現を目指します。また、応益負担のバランスを明確にしながら保育料負担金のあり方について検討します。

・ひとり親家庭自立支援事業の推進

母子家庭等の自立が促進されるよう、子育てや生活・就労等の相談機能強化に取り組むとともに、リニューアルされた母子生活支援施設を活用して支援します。また、DV被害者についても関係機関と連携して支援します。

・青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、児童青少年健全育成活動の基本方針に沿って活動ができる支援体制の整備を図ります。

また、平成21年制定の子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、児童館機能の充実を図りながら地域で子ども・若者への支援活動を行っているNPO法人等と連携・協働した取り組みを検討します。

・学童保育所や地域子どもクラブ等の放課後支援対策の充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるよう、子どもコミュニティ推進計画に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点づくりを進めるとともに、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所のサービスの向上と地域子どもクラブの活動の充実を図り相互の連携を進めます。

また、学童保育所の整備については、通所児童の安全、待機児童解消、施設の老朽化等の視点から計画的に進めます。

・各種手当や医療費助成制度等をはじめとした子育て支援施策の推進

子ども手当・その他の手当や、乳幼児をはじめとする医療費助成、また、幼稚園就園奨励費等の助成も含め各制度の確実な執行と適正な運用を図り、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と支援を進めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 子育て支援ビジョン及び次世代育成支援行動計画の推進

（児童青少年課・子ども育成課・子育て支援課）（「施政方針」掲載事業）

子育て支援ビジョンと次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていくことを基本とした施策を展開します。計画を着実かつ効率的に推進していくため、進行管理と目標事業量の達成状況を公表していくとともに、次世代育成支援推進協議会を設置し、計画の評価・検証体制の構築と、多様化し増大する保育ニーズに対応した待機児対策や保育環境の整備、さらにはすべての子育て家庭を支援する施策の拡充に向けて、第4次基本計画、健康福祉総合計画2022（仮称）の策定を健康福祉部と連携しながら進めます。

（目標指標：目標事業量の達成状況の公表と、推進協議会において評価・検証体制の構築と計画策定にあたっての検討を行います。）

2 在宅子育て支援の推進（子ども育成課）（「施政方針」掲載事業）

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、保育園における地域開放や親子ひろば事業において保護者同士の交流の場を提供するとともに、子ども家庭支援センターすくすくひろばにおける各種育児講座・育児相談等の実施や子育て支援活動を行っているNPO法人との連携など、子ども家庭支援ネットワークによる地域での在宅子育て支援を推進します。また、施設整備として、子ども家庭支援センターすくすくひろばの1階遊戯室等への床暖房設置工事を実施し、一層の利用者サービス向上を図ります。

（目標指標：親子ひろば事業における参加者の向上を図るとともに、各種育児講座等を効果的に開催します。）

3 公有地を活用した民間認可保育所の誘致（待機児解消に向けての取り組み）

（子ども育成課）（「施政方針」掲載事業）

待機児解消に向け、市が取得した用地を民間保育事業者（社会福祉法人）に10年間無償で貸し付け、国・東京都の補助制度の活用により定員110人～120人規模の民設民営認可保育所の建設を支援します。新施設は平成24年度当初に開設し、待機児童の解消を図ります。

（目標指標：民設民営保育所の積極的誘致により待機児童の解消を図ります。）

4 南浦西保育園の建替事業（待機児解消に向けての取り組み）（子ども育成課）

（「施政方針」掲載事業）

昭和44年に開設された南浦西保育園が設置されている都営三鷹下連雀アパートが、老朽化に伴い東京都の建替計画に基づき建替えを行うことになったことから、保育園部分に係る建設を都に委託して実施し、平成25年4月運営開始を目指し施設の更新を進めます。

新施設では定員を116人に増やして待機児童の解消を図るとともに、効率的な運営と保育サービスの充実に努めます。平成23年度は、前年度末に東京都に建設を委託する契約を締結し、東京都が着工した工事の進行管理を東京都と連携して行うとともに、新施設の運営形態について検討します。

（目標指標：スムーズな建設工事の進行管理と効率的な運営を検討します。）

5 民間事業者による保育所開設支援（待機児解消に向けての取り組み）

（子ども育成課）

三鷹駅周辺での認証保育所の開設支援の他、市内の無認可保育所を認証保育所

に移行することを誘導して保育の質の向上を図るとともに、待機児童の解消を図ります。また、待機児対策のための民間認可保育所の整備・誘導についても、地域の保育ニーズ等を勘案しながら設置支援に努めます。

なお、三鷹台団地土地利用転換に伴う子育て支援施設の整備についても、その規模、運営形態、付加機能等について検討します。

(目標指標：民設民営保育所の開設及び無認可保育所から認証保育所へのスムーズな移行により、保育の質の向上と待機児童の解消を図ります。)

6 乳幼児医療費助成の拡充（子育て支援課）〈「施政方針」掲載事業〉

乳幼児医療費助成制度において、1歳から就学前までに設定している所得制限を平成23年10月から撤廃し、助成対象者の拡大を図ります。

(目標指標：平成23年10月から所得制限を撤廃し、助成対象者の拡大を図ります。)

7 学童保育所の保育時間の延長（児童青少年課）〈「施政方針」掲載事業〉

学童保育所の保育時間を延長し、「小1の壁」の解消と利用者の保育ニーズに応え、一層のサービスの向上を図ります。また、実施にあたっては、東京都の都型学童クラブ事業の補助制度を活用し、歳入の確保に努めます。

(目標指標：学童保育所の保育時間を延長します。)

8 乳児家庭訪問の実施（子ども育成課）〈「施政方針」掲載事業〉

地域の民生・児童委員が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。この取り組みを乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会の一つとすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児とその家族の健全な育成環境の確保に努めます。

(目標指標：乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児虐待リスクの減少を図ります。)

9 子育てサポーター養成講座の実施（子ども育成課）〈「施政方針」掲載事業〉

子ども家庭支援センターすくすくひろばを事務局とするファミリー・サポート・センターは、子育て家庭が必要とする様々な福祉的ニーズに対応するサービスの提供及び人的資源の養成を行っていますが、養成事業のさらなる充実を目指します。出前型親子ひろばや訪問型の障がい児・病児保育へのサービス拡充に対応できる人材の育成を推進し、協働型の地域の子育て環境の充実を図ります。

(目標指標：援助会員に対する子育てサポーター養成講座を実施し、会員の拡充及びスキルの向上を図ります。)

10 子ども手当支給事業の円滑な運営（子育て支援課）〈「施政方針」掲載事業〉

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的として、中学校修了までの児童を養育している保護者等に対し、子ども手当を支給します。制度の周知徹底を図り、申請漏れのないよう丁寧な対応を行い、確実な執行に努めます。また、平成23年10月からの事業運営については、国の動向を注視し、円滑な制度移行に向け適切な対応を図ります。

(目標指標：制度についての周知を図り、丁寧な対応による、確実な支給事務の執行に努めます。また、国の動向を注視し、10月以降の制度移行後も円滑な事業運営ができるよう、適切な対応を図ります。)